

## 外部委託の民間団体が人権侵害も

# 生活保護現場で何が

コロナ禍で困窮する人たちが増えるなか、最後のセーフティネット（安全網）である生活保護制度が揺らいでいます。憲法25条（生存権）を具体化し、公的責任で担ってきた生活保護のケースワーク業務。企業や民間団体への「外部委託化」が本格的に進められようとしています。（声川章子）

## 東京・中野区にみる

「生活保護法違反の疑い えるケースもあります」があるような対応が相次い 東京都中野区の浦野さと ています。人権侵害ともい み・日本共産党区議は話し

ます。

同区は2010年、23区で初めて65歳以上の人を対象に「高齢者居宅介護支援事業」の名で生活保護ケースワークの一部外部委託を開始。生活保護を利用する高齢者世帯の相談・見守りなどの「補助的業務」としてはじまりました。

利用者の状況をつかみ、生活保護を利用するための

相談や助言、調査などをす

るケースワーカー（CW）。利用者の健康状態を把握し医療機関へつなぐ権限もあります。

これまで区の職員だったCWの一部が「ケースワーク専門員」として、民間団体の職員に代わり11年。

浦野議員が昨年秋、聞き取った話では、

70代の男性Aさんは長い

路上生活から支援団体につながり、今はアパート暮らしです。保護費は家賃を引くと月約7万円。儉約家で月々の保護費から少しずつ貯金をしていました。そんなAさんに対し、半年前に支給されたアパートの更新料について専門員はこう言い放ちました。

「お金があるようだから更新料は返還してください」

Aさん宅に「保護費の返還・徴収」決定と納付書が送られてきました。精神的に追い詰められたAさん。支援団体を通じ浦野議員とつながりました。

（3面に続く）

# 福祉行政 空洞化生む

## 生活保護業務外部委託化

### 一面のこころ

生活保護の一部を貯金したことを理由に、保護費の返還を求めることは違法の疑いがあります。一定の預金がないと家電の買い替えなど不意の出費に対応できないからです。東京都中野区は返還請求の誤りを認め、Aさんに謝罪。返還請求は取り消されました。

利用者は、訪問時にケースワーク専門員から財産の状況を確認されまし

浦野議員が入手した資料によると、ケースワーク専門員14人のうち社会福祉士資格をもつ人は4人のみ。5人は専門資格がありません。浦野議員の試算では、専門員1人当たりの月給は約16万9000円です。

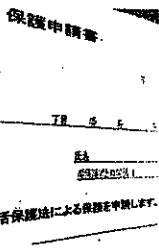
委託契約額は1年間で7425万円ですが、団体の事業報告書では経常費用の合計が約2841万円。約4583万円の差額があります。

浦野議員はいいます。「そもそもケースワークは高い専門性が求められるべき、その役割がきちんと果たせているかは大きな疑問です。一方で保護の決定に関わるような越権行為にも及んでいるケースもあり

ます。福祉行政の空洞化、職員のワーキングプア、貧困ビジネスを生みだしています」



中野区役所 東京都中野区



次のとおり、生活保護法による保護を申請します。

## 違法・脱法的手法規制こそ



立命館大学准教授(社会福祉学) 元ケースワーカー 桜井 啓太さん

### 生活保護の業務には「保護の決定・実施」「自立支援・適正化」の二つがあります。

生活保護の業務には「保護の決定・実施」「自立支援・適正化」の二つがあります。

「業務を委託化する自治体は2005年から増えています。国民の生存権に直結する「保護の決定・実施」は、今の法律では外部委託できません。しかし「自立支援・適正化」業務を委託し、隔離のみにしてケースワークの本体業務を委託することが一部の自治体で脱法的に実施されています。

東京都中野区の動きは国の方針を先行したものだとい

えます。政府は19年12月の閣議決定で「生活保護のケースワーク業務の外部委託化」方針を発表しました。

四つの危険性 委託化は多くの危険性を伴っています。一つは「職員の専門性の低下」です。委託職員は法律ではなく、自治体や委託団体の裁量で決まるため、支援者の質が担保されにくくなります。

二つ目は職員の雇用条件の悪化です。民間委託の場合、職員はかなりの低賃金です。短期での契約更新が

くり返され、雇用の継続性も不安定です。

三つ目は成果主義の広がりです。委託の弱い立場を利用して、行政が保護廃止数などの目標数値を求める恐れもあります。

北九州市で05、07年、連続死事件が起こりました。同市は当時、生活保護に数値目標を定め、保護件数を抑え込んでいたといわれています。

政府や自治体の求める保護費削減を追求すると、正規職員でも起こり得ることです。外部委託化で行政の責任は見えなくなり、さら

に隠されて起こる恐れがあります。四つ目は「偽装職員」です。同じ職場に正規職員と委託職員がいて同じ仕事を

する。正規職員が委託職員に直接業務の指示をすれば偽装職員となり違法です。でもそれを避ければ連携した業務ができません。生活保護の現場には到底なじみません。

現在、多くの自治体でケースワーカー(CW)1人当たりの受け持ち世帯数は国の標準数(80世帯)を上回っています。100世帯以

上の自治体も多くあり、中野区では平均150世帯です。業務過多は明らかです。CWは疲弊しています。

政府は「ワーカーの業務負担軽減」などを業務委託の導入理由に挙げますが、委託で負担軽減できるはずがありません。より生活保護の現場が大変なことになるのは明らかです。

今、求められているのは違法・脱法的手法の規制であり、十分な人権体制と予算の確保です。

### 疲弊した現場

政府はこの20年間、公務労働の人員抑制、非正規化、外部委託化を広く進めてきました。結果、現場は疲弊し、劣化し続けています。「コロナ禍」という緊急事態で露呈しています。

ケースワークの民間委託は、小泉政権時代(06年)からのアイデアです。また、自民党は19年、総選挙マニフェストに同様の内容を盛り込みました。自民党の政策、意向が色濃く表れて

います。生存権保障のあり方、その政治のあり方が問われています。